

○本契約により締結した有料放送・電気通信サービスは、初期契約解除制度の対象です。

■ 初期契約解除制度に関する事項

1. お客様がお申込み手続きを完了した日、もしくは各サービスの利用開始日(工事完了日)のどちらか遅い方の日から起算して8日を経過するまでは、書面にて各サービス契約の解除(以下、「初期契約解除」といいます)を行うことができます。なお、解除の通知書面を発した時に、その効力が生じます。

初期契約解除の書面については本書面に表示する当社住所へ郵送して下さい。

2. この場合、お客様は、①その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求されることはありません。②ただし、本契約解除までの期間において提供を受けた各サービスの役務の料金(契約が有効であった日数によって日割り計算)、事務手数料及び既に実施された工事費は請求されます。当該請求にかかる工事費用は、本書面に記載された額となります。

③また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く)をお客様に返還いたします。

3. 当社が、初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客様が告げられた内容が事実であると誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した不実告知後書面を受領した日から8日間を経過するまでは、お客様は初期契約解除を行うことができます。

《ご請求させていただく工事費について》

種別	項目	金額(税込)
対応集合	テレビチューナー設置工事	22,000
対応集合	インターネットモデム設置工事	16,500

■ 本件について書面送付いただく宛先

ケーブルテレビ株式会社
〒328-0024 栃木県栃木市樋ノ口町43-5

書面による
解除の記載例

■ 初期契約解除制度に関するお問合せ先

下記お問い合わせ先にご連絡ください。

328-0024 栃木県栃木市樋ノ口町四三ー五 ケーブルテレビ株式会社 行 ご住所 ご契約者名 お電話番号	【契約書交付日】 年 月 日 ① 社名 ケーブルテレビ株式会社 ② 所在地 栃木県栃木市樋ノ口町四三ー五 ③ 電話 0120-25-1819 ④ サービス名 インターネット(例) ⑤ 契約金額 ○○○○円 右記契約を解除いたします。
---	--

サービス・料金・請求に関するお問合せ

ケーブルテレビ株式会社

受付時間:9:00~18:00

ケーブルテレビ栃木 栃木センター 〒328-0024 栃木市樋ノ口町43-5

TEL 0120-25-1819

下野センター 〒329-0412 下野市柴830-6

TEL 0120-22-1880

ケーブルテレビ館林 〒374-0039 館林市美園町13-2

TEL 0120-17-1823

ケーブルテレビ結城 〒307-0001 結城市大字結城13743-1

TEL 0120-58-1822

ケーブルテレビ筑西 〒308-0031 筑西市丙360スピカビル5F

TEL 0120-09-1811

ケーブルテレビ久喜 〒349-1103 久喜市栗橋東4-20-7

TEL 0120-18-1801